

タイプ1 提案の受付から実施までの 詳細フロー

道路・交通政策局 交通政策課

1 民間事業提案窓口の募集対象と市の支援

募集対象（タイプ1）

主に公共交通圏域外の解消に資する取組として、横浜市みんなのおでかけ交通事業で定める【路線定期運行（支援Ⅰ型・支援Ⅱ型）、デマンド型運行、地域貢献送迎バス】移動サービスについて、協議会等※の中核となって関わる意思があり、かつ5年目以降も継続（地域貢献バスは3年以降）する意思のある企業からの提案

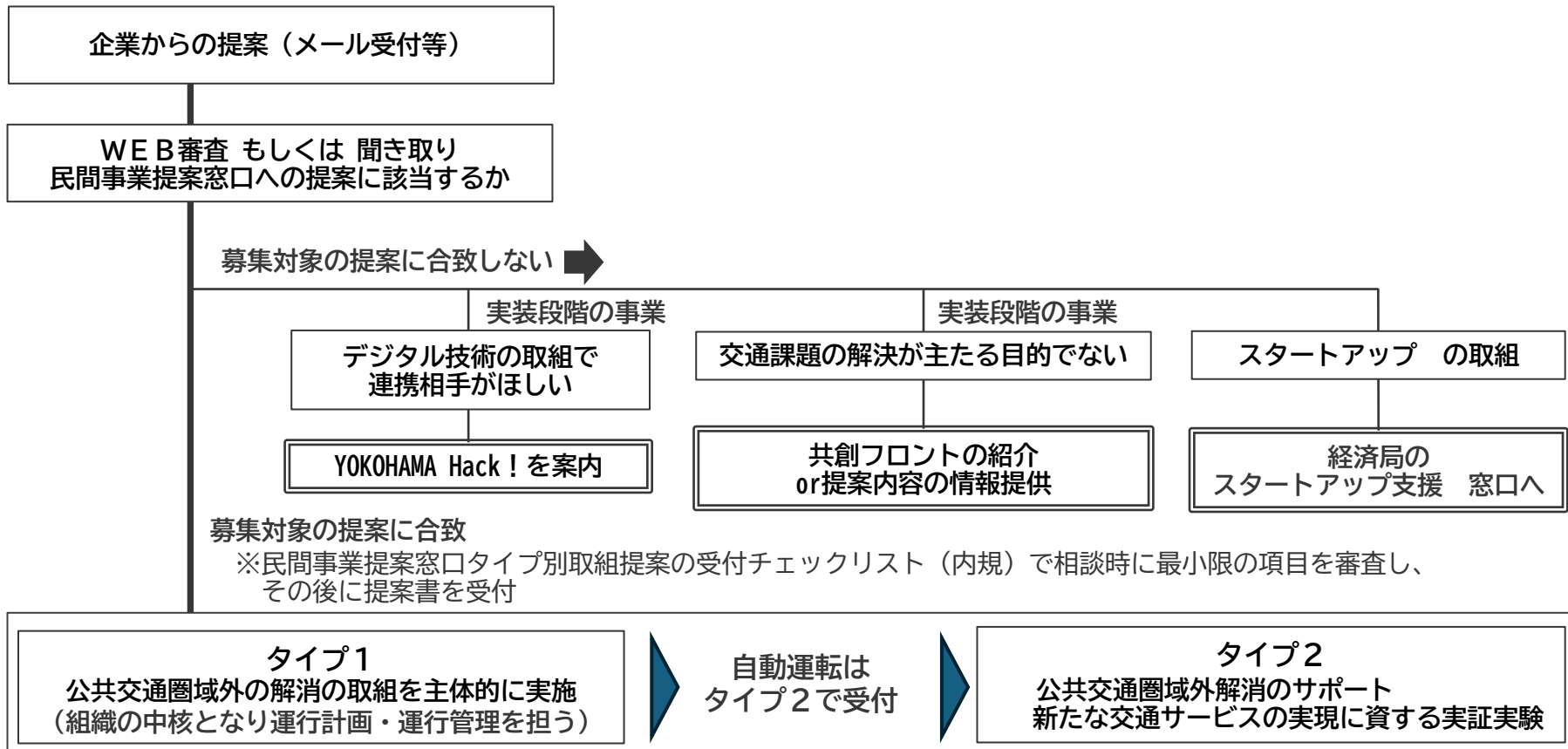
※ 協議会等とは、横浜市みんなのおでかけ交通事業に関する手引きに定める補助対象者（協議会、地域交通活動団体）

市の支援（タイプ1）

みんなのおでかけ交通事業に基づく導入支援【財政支援・伴走支援】

- 横浜市みんなのおでかけ交通事業のうち提案を受ける対象のもの
 - 路線定期運行（支援Ⅰ型・Ⅱ型）
 - デマンド型運行
 - 地域貢献送迎バス

2 提案の受付から実施までの詳細フロー 1 / 2



2 提案の受付から実施までの詳細フロー 2 / 2

タイプ1 【運行事業者の有無で採択方法が異なる 詳細は次頁】
提出書類※ (提案様式1、留意点及び誓約事項、添付書類)

※チェックリストを用いて提出書類を確認のうえ、受理後に不備がある場合は提出書類の修正を求める。

連携できる地区
・事業者がない

保留リストに掲載

- ・主体的に取り組む事業者を優先
- ・提出書類の有効期限3年目の年度末

事業を実施 (5年以上の実施が条件)
みんなのおでかけ交通事業に係る協定を締結

事業終了予定時期から2年以上前に 提案様式2により辞退を申し出る
例) 5(3)年間で事業を終了する場合は、3(2)年目終了前に『提案様式2 辞退理由書』を仮提出()内は、地域貢献送迎バス

連携できる地区・事業者が整ったら事業化

▼辞退までのプロセス step1

市に 辞退理由書を 仮提出

辞退理由書(仮提出) 記載必須事項
・後継となる事業者 ・運行改善の提案

step2

市と協議会の2者協定に基づく協議で他者からの理解を得る

Step3

市に辞退理由書を**本提出**
辞退理由書追記事項

Step4

「地域公共交通会議」の同意を得て、当事業からの辞退を**承認**

※2年連続で条件達成出来なかった場合
・運行方法を変更する等、役割が無くなった場合は協定に基づく協議を経て辞退

3 タイプ1の採択方法（運行事業者あり・なし）

タイプ1の提案者を協議会に含める場合、提案書をもとに
運行事業者とマッチングしたのち地域住民など関係者で対話して決定

関係者

